

○湖南省総合計画策定委員会規程

平成17年1月18日

訓令第1号

改正 平成18年4月1日訓令第5号

平成19年3月30日訓令第2号

平成20年3月31日訓令第7号

平成20年11月18日訓令第24号

平成26年5月23日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、調和ある発展につながるまちづくりを推進し、もって「自然とやさしさにつつまれた笑顔と夢あふれるまち」の実現を図るため、湖南省総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市の総合計画案及び国土利用計画案の審議、策定並びにこれに必要な資料の収集、調査、研究等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員57人以内で組織する。

2 委員は、副市長、教育長及び市職員のうちから市長が指名した者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任務が終了する日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長とする。

2 委員長は、会務を総理し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員が必要と認めるときは、幹事会及び部会を設けることができる。

2 幹事会及び部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第8条 会議が終了したときは、委員長は速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、総合計画の策定及び進行に関する事務を所管する課で処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定める。

付 則

この訓令は、平成17年1月18日から施行する。

付 則 (平成18年訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年訓令第24号)

この訓令は、平成20年11月18日から施行する。

付 則 (平成26年訓令第13号)

この訓令は、平成26年5月23日から施行する。